

(仮称) 南相馬市除染作業及び除去土壌等の保管管理業務委託 質問と回答

	質問事項	質問内容	回答
1	一般事項	汚染状況重点調査地域内において、住宅や建物などの平均空間線量が1mSv/年以下の場合にも、除染対象と考えてよろしいでしょうか。	南相馬市内における各地域は、平均空間線量が1mSv/年以上の区域となっています。部分的に下回る個所があったとしても除染対象としてください。
2		再委託先と業務委託契約を締結した場合は、事業主責任は再委託先になると考えてよろしいでしょうか。	市に対する事業主責任は、委託者が負うものとします。
3		現場事務所の事務員やコールセンターの窓口要員等については、線量管理は不要と考えてよろしいでしょうか。	除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のガイドラインに基づいてください。
4		内部被ばく評価について、放射線管理手帳による個人線量履歴管理やWBC（ホールボディカウンター）による検診が必要と考えてよろしいでしょうか。	
5		作業者の労働時間に関する制限はありますか？	除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等に基づき実施してください。
6		除染作業を実施するにあたって、曜日や作業時間の制限はありますか？	取り決め事項はありませんが、日曜日の作業と8：00前の作業と19：00以降の作業は行わないことを前提としてください。
7		作業日・作業時間において、地元との間に取決め事項はありますか？	
8		業務監理は南相馬市殿が直接されるのでしょうか？それとも別の機関がされるのでしょうか？	委託範囲になります。
9		市内の放置物（自動車、自転車、家電製品など）については、除染の対象となるのでしょうか。これら放置物の撤去は本業務範囲外としてよろしいでしょうか。	放置物は対象外です。
10		家屋、建物の所有者の立会いに関して、これに要する費用（居所に関する調査費用、旅費、日当など）は、見積り範囲外（別途協議？）としてよろしいでしょうか。	見積りの範囲外です。
11		一時集積所は、住民が一時的に集積する場所で、除染業務受託者は、仮置場に直接除去土壌等を搬入するという解釈でよろしいでしょうか。また、一時集積所の設置は、本業務範囲外でよろしいでしょうか。	そのとおりです。また、一時集積所の設置は、本業務範囲外ですが、市民等から一時集積所に出された除去土壌等の仮置き場への運搬は対象業務です。
12		事業所等については希望する事業所のみとあります。住宅等で申請をあくまで拒否するお宅については、除染を実施しないということではよろしいでしょうか？	市と協議の上、決定します。
13		受託候補者となった場合の請負金額の決定（協議）方法について、ご提示ください。その際に、様式4で提出する見積書で提出する単価がそのまま採用となるのですか？	県が定める除染対策事業交付金及び国が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金に定める範囲で市と受託候補者との協議により決定します。
14		新技術として調査・研究を行う工法については、その実用性が確認された上で費用について別途協議となるのですか。また、様式4に想定価格として記載しておく必要があるのですか？	別途協議となります。想定価格は必要ありません。
15		除染水は水道水を考えていますか？	水道水とします。

	質問事項	質問内容	回答
16	一般事項	剪定枝は洗浄によって100Bq/kg以下になった場合、一般廃棄物として処分が可能ですか	除染により発生したものは、特定一般廃棄物となります。一般廃棄物としての処理は想定しておりません。
17		当該除染箇所において電気・水道・ガス等のインフラは使用可能ですか	原則として、受託者でご用意ください。
18		処分量については想定となるため、協議対象と考えてよろしいですか	協議となります。
19		機械器具費については、基本的に全損扱いと考えてよろしいのですか。また、リース単価とした場合、必要により全損扱いとする変更協議は行われると考えてよろしいのですか	全損扱いになりません。
20		[受注者の従業員・作業員の被ばくによる健康被害について]委託業務の実施にあたり、受注者の従業員・作業員が被ばくによる健康被害を被った場合、その被害が、受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない事由（現在の科学的知見をもってしても合理的に予想できない事由）によるものであった場合、その補償費用の負担はどのように考えれば良いのでしょうか。	委託者の負担はありません。なお、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等に基づき従事者の管理を行う事が必須と考えます。
21		本業務を遂行するにあたり、必要な許認可の指定があればご提示願います。	通常の土木建設業務工事等に係る許認可は必要となります。
22	実施要領 2 業務の概要	住宅・事業用建物の室内の除染も含まれますか	室内の除染は対象外です。
23		屋内の除染は対象外でよろしいのですか？	屋内の除染は対象外です。
24		除染作業は住民相手の事業であり、住民の要望によっては、費用が増加すること考えられますが、事業費が超過する可能性がある場合は、別途協議と考えて宜しいのでしょうか。	協議事項となります。ただし、県が定める除染対策事業交付金及び国が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金に定める範囲となります。
25	実施要領 5 実施条件	指名業者以外の業者は複数の指名業者と複数の提案をしてもよろしいのでしょうか？	構いません。
26		・「（仮称）南相馬市復興事業協同組合と共同事業体」とありますが、当組合の当該事業での役割はどのようなもののでしょうか。また、共同事業体とありますが基本的なスキームをご教授ください。	地域産業の振興の為の仕組みであることを踏まえ、提案してください。
27		（仮称）南相馬市復興事業協同組合と共同事業体として当該事業を実施することとの記載がありますが、共同事業体との協定書（案）がありましたらご提示ください。	協定書案はありません。
28		事業協同組合の会員各社への再委託は可能ですでしょうか？	事業共同組合との協議によります。
29	実施要領 6 提案内容	仮設用地が必要な場合、委託者側で支給して頂けますか。	原則、受託者において用意してください。ただし、必要に応じて市も協力します。
30		それぞれの除染対象に対して、除染完了と判断するための基準値または目標値は市で設定されているのでしょうか。（例：0.23μSv/h以下、Bq/kg、表面汚染密度の一般開放可能な数値等）設定されていない場合、こちらで設定して、その値を基に提案すればよいのでしょうか。	市では、除染計画に基づき将来目標と計画目標を設定していますが、個々の除染完了と判断する基準値は設定していません。

	質問事項	質問内容	回答
31	実施要領 6 提案内容	機能保証が求められますか？	市では、除染計画に基づき将来目標と計画目標を設定していますが、個々の除染完了と判断する基準値は設定していません。
32		2年間の間に放射性物質の放射能の自然減が見込まれますが、除染目標は放射能の自然減を含んでもよろしいですか？除染目標は、H24.2月時点での放射線量を基準としますか、それとも除染時点（例えば、H25に除染する箇所は、その時点）での放射能を基準としますか？	自然減は含まず作業に基づく目標を提案してください。なお、除染を実施する時点での放射線量を基準として考えてください。
33		目標とする除去率とは、目標とする線量低減率又は表面汚染密度低減率のことですか。また、除染計画で示す線量低減効果を積み重ねた結果が、除去率と捉えてよいですか	構いません。
34		「対象物に応じた・・・」の対象物とは、別紙1 III 1 (2) 除染対象の住宅等・事業用建物等・道路・生活圏の森林でしょうか。または、別紙3モデルケースでしょうか。	別紙1 III. 1. (2) 及び(3) 除染対象規模に基づき南相馬市全体の規模に係る提案をしてください。なお、モデルケースの郊外型住宅・市街地型住宅の見積書については、様式4 見積書（郊外型住宅・市街地型住宅）にて提案してください。
35		予想される効果について、「南相馬市除染計画」では実施目標は空間線量率を半減させる、とあります。しかし、個々の部分の除染効果は空間線量率に反映しにくい特性があります。よって、表面汚染密度を補助的に用いてよいですか	構いません。
36		家屋調査は実施しますか？	提案内容となります。
37		実際に除染作業を行なう際は、現場の状況に応じて詳細な除染作業を決定する必要があると考えますが、その際、提案事項と異なる方法を採用することは可能ですか？	必要と認められる理由がある場合には、協議により可能とします。
38		まず、現地で試験的に複数の除染技術を試行し、除染箇所の特徴に応じた最終的な除染目標を設定するという点でよろしいですか？	試験的な実施は想定していません。
39		庭土や砂利を除去、あるいは庭木を除去した場合、同等の材料で客土をしたり、植栽を復旧したりする必要はあるのでしょうか？また、その費用は本業務範囲外としてもよろしいのでしょうか？	庭等における表土等の除去にあたっては必要に応じて客土が必要となります。植栽の復旧は対象外です。
40		除染土壌等の処理とは、除染で発生する汚染された土壌、草木、ゴミ等の除去場所での収納、保管のことですか	そのとおりです。
41	「対象物毎の除染前後の線量マップの作成方法」とありますが、「対象物毎の」とはどのようなマップのイメージでしょうか。南相馬市全体の線量マップの作成イメージでは問題がありますでしょうか。また、宅地や道路毎に個別の空間線量マップを作成するのでしょうか。お教え願います。	宅地や道路毎に個別に作成することをご提案してください。	
42	屋内モニタリングは実施しますか？	提案内容となります。	
43	除染作業の準備として、建物の現況調査が必要になります。委託業者決定後、住宅の登記簿に記載されている建物の所有者と連絡先がわかる情報を提供いただけるのでしょうか。	建物の現況調査に必要な情報は、提供いたします。	

	質問事項	質問内容	回答
44	実施要領 6 提案内容	・「作業員の放射線防護に関する計画」について、除染等従事作業員の「外部被ばく線量」、「内部被ばく線量」を測定する場合、施設・機器等は委託者から提供いただけるのでしょうか。	提供はありません。
45		・万が一の不測の事態等により、本業務に従事した従業員、作業員（関連会社および段階を問わずその下請契約者等も含む。以下同じ）が、本業務に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡した場合、そのことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は、委託者が負担していただけるのでしょうか。	委託者の負担はありません。 なお、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等に基づき従事者の管理を行う事が必須と考えます。
46		・「放射線取扱主任者の配置計画」について受託者に放射線取扱主任者免状を有せず該当者がいない場合、一括して再委託することは可能でしょうか。	可能です。
47		放射線取扱主任者は共同事業体以外に所属する者でもよろしいでしょうか？	構いません。
48		放射線取扱主任者は現場に常駐する必要がありますか？	作業現場に常駐する必要は無いと考えます。
49		放射線取扱主任者は現場経験3年間といった経歴は必要ですか？	提案内容となります。
50		特定廃棄物は、廃棄物処理法の適用外でよろしいでしょうか。（特に、再委託、再々委託など）	そのとおりです。
51		土壌等の除染により生じた特定一般廃棄物、特定産業廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特措法、及び廃棄物処理法の適用を受けると解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
52		土壌等の除染で出てくる可燃物を焼却する場合の焼却施設は、廃棄物処理法の適用を受けますか。	適用されます。
53		土壌等の除染・減容化を行う場合の施設に関して、特措法上の制約は受けますか。	適用されます。
54		除去物減容のため焼却してもよろしいでしょうか？その場合、焼却灰の取り扱いに何らかのとりきめはございますでしょうか？	可能と考えます。その方法を提案してください。なお、焼却灰の取扱については放射性物質汚染対処特措法を遵守してください。
55		仮置き場について大きさ、形状等ほどの程度を目安にすればよろしいでしょうか？	大きさは、除去物発生量を積算の上、提案してください。形状等については、別紙追加資料4を参照してください。
56		一時集積所、仮置き場の場所は発注者殿が確保されるということよろしいでしょうか？	市が指定する場所とします。
57		仮置き場の設置方法の提案は、屋根の有る建物を設置する場合でも、半地下方式は必要条件ですか？	仮置き場の設置予定地の状況から、半地下方式が適当と考えています。
58		受託事業のお知らせや進捗等を記載したミニコミ誌を作成した場合、広報「みなみそま」へ折り込みとして入れることは可能でしょうか？	可能です。

	質問事項	質問内容	回答
59	実施要領 6 提案内容	地元企業との協働に関して、地元企業や市民に対し事前に提案事項について全て了解を得ておく必要があるのですか。また、その了解を得たもののみが評価の対象となるのですか	提案事項の事前了解は必ずしも必要としていません。なお、提案いただいた内容は評価の対象となります。
60		宅地の屋根、塀など震災により損傷している場合、除染作業が困難なことが想定されます。屋根、塀などの補修作業が発生する場合もあるのでしょうか？その場合、どの程度の損傷箇所があるのでしょうか？また、補修費用は本業務範囲外としてもよろしいのでしょうか？	所有者及び市と協議の上、決定します。なお、震災等による補修作業は本業務範囲ではありません。
61		除染箇所に震災によるガレキがある場合、撤去・片付ける必要はあるのでしょうか？その場合、どの程度のガレキがあるのでしょうか？また、その費用は本業務範囲外としてもよろしいのでしょうか？	原則、対象外ですが、事業遂行にあたり障害があるようなガレキがある場合は、所有者及び市と協議になります。
62		がれき仮置き場に集積されたがれき類および放置されているがれき類は、本事業の対象となるのでしょうか。	
63		宅地の屋根の除染等で高所作業を行う際、建設業法・労働安全衛生基準法に従う必要はありますか？	法令を遵守願います。
64		市街地型住宅では高所作業車での敷地作業は不可とありますが、全て足場を組み立てる必要はありますか？敷地外から高所作業車のブームを該当箇所に伸ばして作業することは可能でしょうか？	提案の範囲内です。
65		郊外型住宅では高所作業車を使用することは可能ですか？	高所作業車の使用は可能です。
66		除染水の排水基準をご提示ください	基準はありません。ご提案ください。
67		除染に使用した洗浄水は回収して処理した後、関係機関の認可ののち放流するということよろしいのでしょうか？	その方法を提案してください。
68		農地は除染対象外ということよろしいのでしょうか？	農地は除染対象外です。
69		新技術を適用する場合、その費用は除染費用外でよろしいのでしょうか？	別途協議となります。
70	実施要領 6 提案内容 7 モデルケースの除染提案	除染作業の結果、放射線量が発注者の目標値あるいは提案書の削減数量値まで削減しなかった場合、①目標値に達するまで、除染作業を行わなければならないのでしょうか。②業務不履行とみなされ、委託料は精算していただけないのでしょうか。③受託者は、委託者に対して責任を負わなければならないのでしょうか。	市では、除染計画に基づき将来目標と計画目標を設定していますが、個々の除染完了と判断する基準値は設定していません。
71	実施要領 7 モデルケースの除染提案	・モデルケースの「除染方法とそれに伴う線量低減率の予測、除染土壌等の発生量、除染金額」を提案するために調査がされていれば、線量のデーターをお示しください。	調査は実施していません。
72		モデルケースの除染提案について、「特定避難勧奨地点を含む区域」と「その他の区域」のそれぞれに対して、「郊外型住宅」と「市街地型住宅」を除染するケース（合計4通り）を提案するものと考えてよろしいのでしょうか。	そのとおりです。

	質問事項	質問内容	回答
73	実施要領 11 受託候補者の選定手順	評価項目ごとの配点をご提示いただけますでしょうか？	公表する予定はありません。
74		技術点と価格点の配分をご提示いただけますでしょうか？	公表する予定はありません。
75		評価項目における地域貢献の内容の中に、市民団体との連携とありますが、具体的な組織名称をご提示いただけないでしょうか？	提案内容となります。
76		受託候補者の選定に際し、一次審査では評価基準に従い採点が行われ、上位5者程度が選定されるとの解釈でよろしいですか	そのとおりです。
77		二次審査について「提案内容を総合的・定性的に評価し・・・」とありますが、具体的な評価方法をご提示ください また、評価項目の配点の詳細があればご提示ください	二次審査は、審査委員会の協議により受託候補者の1事業者と次点事業者の1事業者を決定します。配点基準は公表する予定はありません。
78		二次審査への参加人数等に制限はありますか。また、プレゼンテーションの行い方についてご教示願います(パワーポイントの使用等)	別にご連絡します。
79		審査員はどの分野の方がなられるのでしょうか？	審査員は、放射線に関する専門家、農地等の土壌等に関する専門家、市職員で組織しています。外部委員5人、内部委員4人で構成されています。
80	実施要領 11 受託候補者の選定手順 13 その他の留意事項	一次審査、二次審査で受託候補者が確定し、契約条件等で協議の結果、受託候補者との協議が不調になった場合、次点候補者との協議に移るのでしょうか。	そのとおりです。
81	実施要領 13 その他の留意事項	「協議により契約書、業務委託内容説明書及び提案書の内容を一部変更する場合がある」と記載されていますが、協議次第では、除染方法の変更等もあるのでしょうか。	より効果的な技術が開発されるなどした場合、除染方法の変更もあり得ます。
82		プロポーザル実施要領13(9)において、「平成24年度および平成25年度については、市議会にて予算が成立後、本件の契約を締結します。」とありますが、契約は年度毎に締結されるという理解でよろしいでしょうか。	契約の締結は平成23年度から平成25年度までの契約としますが、各年度毎に契約金額を確定することとします。
83		共同事業体を組む場合は、全て指名事業者内で組まなければならないのでしょうか。	指名事業者以外との共同事業体も可能です。
84		共同事業体は、指名事業者の他に、指名事業者以外のもので結成することも可能でしょうか。	可能です。
85		指名業者(26社)以外の業者について、複数のプロポーザル参加者(グループ)に、JV構成員または協力会社として重複して登録・参加してもよろしいでしょうか。	可能です。
86		指名業者間で共同企業体を構成する場合、2番手以降の会社は、今回頂いたご指名について辞退の届出等が必要でしょうか？	辞退の届出は必要ありません。
87	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容	種別「道路」において、市で管理する道路と、私道がありますが、除染対象規模約1,000kmの市道と私道の内訳が分かりましたらご教示ください。	市で管理する道路は約966kmです。私道については把握していません。

	質問事項	質問内容	回答	
88	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容	市道、私道の幅員とその延長に関する路線調書等がありましたらご開示ください。	市道の実延長総括表は開示可能です。必要とする場合は申し出てください。	
89		除染対象規模約1,000kmの道路のうち、アスファルト舗装、砂利道それぞれの総延長がわかりましたらお教えください。		
90		市道のアスファルト舗装で排水性舗装、密粒舗装それぞれの延長距離数がわかりましたらご教示ください。		
91		路は約1000kmとなっていますが、既存道路面の仕上がり状態（アスファルト面、砂利面、土面等の比率）などの内訳数量はご指示頂けませんか？		
92		特定避難勧奨地点周囲の道路の種類別（アスファルト舗装と砂利道それぞれ）の距離数がわかりましたらご教示ください。		把握していません。
93		総括責任者に必要な資格要件等の指定はありますでしょうか。		建築、土木、除染に関する知識、経験を有する者を提案してください。
94		除去土壌及び廃棄物の運搬車は、道交法上の優遇措置（路上駐車の特許等）受けられるものと考えてよろしいでしょうか。		特に優遇措置はありません。
95		除去作業によって発生する廃棄物を収集運搬、仮置き場に保管するにあたり、廃棄物運搬業の特許及び廃棄物処分の特許（県の特許）は必要でしょうか。		必要になります。
96		除染対象の損傷等により作業ができない場合は、所有者との協議の上、除染範囲を個別に定めてよろしいでしょうか。		所有者及び市と協議の上、決定します。
97		共通仮設施設（市民窓口センター、仮設事務所、仮設駐車場、資機材置場、仮設宿舍等）に必要な用地の賃料は見込まないものと考えて宜しいでしょうか。		必要な用地の賃料は見込んでください。
98	住宅・事業用建物等の除染規模が、共同住宅の世帯数も含めて約20,000世帯なのに対し約46,000棟になっています。同一敷地内の建物でも、居宅、併用住宅、作業場、物置等も各々1棟として算出したということによろしいでしょうか？	そのとおりです。		
99	道路は市で管理する道路・私道となっていますが、国道・県道は対象にならないのですか？	国道・県道は対象外です。		
100	側溝内汚泥の除去・側溝内洗浄となっていますが、側溝の形式（大きさ）、蓋版の有り、無しなどの内訳数量はご指示頂けませんか？	把握しておりません。		
101	街路樹の比率（高木・中木・低木比率）などの内訳数量はご指示頂けませんか？	把握しておりません。		
102	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(1)	南相馬市除染スケジュール（生活圏）の各地区の除染対象規模（棟数、宅地面積、道路面積、森林面積等）をお教え願います。	道路面積、森林面積は把握していません。棟数、宅地面積は追加資料1を参照してください。	
103		スケジュール表の各地区毎の住宅等・事業用建物等の数量をご提示ください	追加資料1を参照してください。	

	質問事項	質問内容	回答
104	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(1)	スケジュール表の各地区の実施順の根拠となる資料をご提示ください	南相馬市除染計画に基づき効果的かつ効率的に除染を進める観点から特定避難勧奨地点を含むなどの空間線量率の高い区域から実施することとしています。
105		スケジュール表の各地区の実施時期を入れ替えることは可能ですか	必要と認められる事由がある場合には、協議により可能とします。
106	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(2)	除染対象の事業用建物等には神社仏閣・ゴミ処理場・市庁舎・学校・幼稚園・公園は含まれますか	神社仏閣は除染の対象範囲です。市が管理する公共施設については除染の対象外です。
107		除染対象の道路には、信号機・標識・ガードレール・街路樹等の道路設備は含まれますか	含みません。
108		除染対象の道路において、橋の橋台・橋脚・橋下面は含まれますか	含みません。
109	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(3)	除染対象規模の宅地面積には、1F床面積は含まれますか	含みます。
110		住宅・事業用建物等の1F床面積の合計数量をご提示ください	追加資料1を参照してください。
111		(2) 除染の対象に「希望する事業所のみ」とありますので、表中の「住宅・事業用建物等約46,000棟」はすべて住宅等と考えてよいですか	事業用建物を含みます。
112		(3) 除染対象規模の表によると道路の内、特定勧奨地点を含む区域が『-』となっておりますが、『対象無し』と考えて宜しいでしょうか。	対象となります。特定勧奨地点を含む区域も合わせて約1,000km <sup>2</sup> です。
113		除染対象規模の道路約1,000kmの「市で管理する道路」と「私道」の数量をご提示ください	市で管理する道路は約966kmです。私道については把握していません。
114		「住宅・事業用建物等から概ね奥行20m程度」とは具体的にどの範囲ですか	屋敷林や住宅に隣接する山林の一部です。
115		除染対象規模の生活圏の森林の面積をご提示ください	把握しておりません。
116		・道路に関して、特定避難勧奨地点を含む区域内の数量の提示をお願い致します。 ・生活圏の森林の総延長はどの程度想定すればよいでしょうか。	把握しておりません。
117	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(4)	標準メニューで屋根の洗浄とありますが、他の提案も可能でしょうか、また、塗料が塗ってある瓦材(和瓦以外)で高圧洗浄した場合にセシウムは減少しますが、瓦材の耐水性が著しく低下します。通常、高圧洗浄を行った場合には素地調整等を行います。今回は高圧洗浄後の耐水対策は別途と考えてよろしいでしょうか。	環境省の除染関係ガイドライン並びに、県が定める除染対策事業交付金及び国が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金制度に基づいて、提案してください
118	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(4)②	「特定避難勧奨地点を含む区域は面的な除染」とありますが、地表からの除染深さをご提示ください	除染等の措置に係るガイドラインに基づき実施してください。
119		「その他の区域は線量の高低により」とありますが、地表から何cmでの線量を考えているのですか。その位置での線量分布図をご提示ください	表面、50cm、1mの位置での測定値です。線量分布は追加資料2-1、2-2を参照してください。
120	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(4)④	NaIシンチレーション式SV又はガイガーミュラー計数管式SVを使用することとありますが、NaIシンチレーション式SVかつガイガーミュラー計数管式SVではないでしょうか。	ご指摘のとおり「NaIシンチレーション式SVかつガイガーミュラー計数管式SV」です。



	質問事項	質問内容	回答
121	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(6)	実施体制の「現場作業に従事する責任者」には資格が必要ですか	資格は必要としませんが、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインに基づき除染に関する知識、経験を有する者を提案してください。
122	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(7)	除染作業受付窓口である市民窓口センターには委託者も共同で運営させて頂くと考えて宜しいでしょうか。	受託者の業務の範囲となります。
123		市民窓口センター等の設置とありますが、市民窓口センター以外に設置するものはあるのでしょうか。	市民からの問い合わせなどに対応するための窓口を設置してください。そのほか市民への特別な配慮等をお考えの場合はご提案ください。
124		市民窓口センターにおける受託者の業務範囲は、本事業に関する、業務範囲在住の市民からの相談・苦情等の受付業務と考えて宜しいでしょうか。	在住者のほか市外に避難されている市民も対象となります。
125		・除染作業受付窓口は市役所等の公共の建物内に設置すると考えてよいでしょうか。 ・除染申請者が所有者に相違ない等の照会のための情報資源は提供されると考えてよいでしょうか。	除染作業受付窓口は委託の範囲となります。公共の建物内での設置は考えていません。また、必要な情報提供は行います。
126	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(7)③	「データベース」は市で用意され、受託者はデータを入力するだけですか	業務を遂行するにあたり、必要な基礎情報は提供します。その情報を基に、情報の運用・管理を行うのは受託の範囲です。
127	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(8)	・建物、土地等の所有者のうち在住者が何割程度おられますか。 ・避難者されている方に関してその避難先は提示されると考えてよいでしょうか。また、今回の提案ではどこに避難されていると想定すればよいでしょうか。（調整に向く費用や立ち会いをして頂く場合の費用算定のため） ・所有者には受託者が除染を行うことは合意が得られていると考えてよいでしょうか。	・所有者情報は把握しておりませんが、参考情報として平成24年1月12日現在の市内在住者は43,216人で平成23年3月11日の在住者は71,559人です。 ・必要な住民情報、避難情報については提供します。 ・避難場所は日本全国となっております。 ・除染を行うにあたっては所有者等の同意を得て実施してください。
128		「建物、土地等の所有者等」との調整について、特定避難勧奨地点を含む区域・その他の区域は住民が居住していると考えてよいですか	避難している市民等もおります。
129	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 2	仮置き場の敷地面積は決まっていますか。また、提案にあたり面積に制限はありますか	敷地面積は未定です。また面積制限はありませんので、除去物発生量を積算の上、提案してください。
130		仮置き場の使用年数は何年ですか	3年～5年を予定します。
131		仮置き場に電気・水道は敷設されていますか。使用は可能ですか	敷設されていないことを前提としてください。
132	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 1(1) 【別紙7】委託契約書（案） 第11条（指定期日の延期）	住民の同意を得られない等、住民の事情により、期間内に作業が完了しない場合、別途協議と考えて宜しいですか。	別途協議とします。
133	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 2(1) Ⅲ 委託業務内容 3(8)	仮置き場用地及び一時集積所は、契約締結までに、委託者において確保していただけると理解して宜しいでしょうか。	市で確保する予定です。

	質問事項	質問内容	回答
134	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 2(2)	除染計画の概要版p15にある「簡易埋め立て方式」とは、別紙(1)p6 2(2)に書かれている半地下方式のことでしょうか。 除染計画p15 6(2)③には「地下若しくは地上に遮水シートを…」とありますが、あくまで別紙(1)p6 2(2)の半地下方式が必須ということでしょうか。	別紙(1)P6 2(2)に書かれている半地下方式としてください。
135	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 3(6)	汚染土壌の保管において、除染場所での一時保管(数日間)において、仮置き場同様の管理が必要ですか	除染場所での一時保管は原則行わないで下さい。
136	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 3(7)⑦	周縁の地下水中の放射線物質濃度の測定ですが、バックグラウンド値を明らかに上回らない事を確認する事で宜しいでしょうか。	除染関係ガイドライン(環境省)に基づき実施してください。
137	【別紙1】説明書 Ⅲ 委託業務内容 3(8)	一時集積所は市民が実施した除染作業に伴い発生する除去土壌等のみの集積所ですか。また、本委託業務にて使用することは可能ですか	一時集積所は、原則、市民が実施した除染作業に伴い発生する除去土壌等のみの集積所です。
138		一時集積所を使用可能な場合、その設置・管理についても本委託業務に含まれるのですか	一時集積所の設置及び管理は委託範囲に含みません。
139		・135箇所全ての一時集積所が収集、運搬の対象でしょうか ・想定すべき収集、運搬の量や内容はどのように想定すればよいでしょうか。	全ての箇所が対象です。また、想定量は把握しておりません。
140	【別紙1】説明書 Ⅳ 業務の履行	「従事者の身元責任は、一切受託者の責任とする」とありますが、身元責任の具体的な内容は、個人情報取扱特記事項と暴力団排除条項でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
141	【別紙1】説明書 Ⅴ 提出書類	法人事業税の納税証明書は本社分のみでよろしいでしょうか。	そのとおりです。
142	【別紙2】南相馬市作業場所、一時集積所および仮置き場一覧 1 南相馬市除染作業場所	国道6号の西部地域および東部地域の空間線量は年間5ミリシーベルト以下と考えてよいですか	お考えのとおりです。ただし、ミニホットスポット等が存在することは当然あります。
143		「その他の区域」とは、黄色線・緑線・青線の3つの区域のことですか	そのとおりです。
144	【別紙2】南相馬市作業場所、一時集積所および仮置き場一覧 3 仮置き場の設置場所	・仮置き場用地は平成24年2月時点では確保済みと考えてよいでしょうか。	確保する予定です。
145	【別紙4-1】モデルケース市街地型住宅区	隣地に水タンク、コンプレッサー等の除染に必要な設備を置くことは可能ですか	当該敷地か道路上としてください。
146	【別紙6】提出書類一覧	・2事業者概要、3法人税納税証明書、4経営状況については共同企業体の代表者のみでよいでしょうか。	代表者のみです。
147		共同事業体の場合、別紙6における、提出書類は、代表会社だけでよいでしょうか、各社必要でしょうか。	共同事業体の場合は、代表会社の本社の書類のみ提出してください。
148		実施要領6にある(1)~(7)の項目は提出書類一覧の5(様式2)に記載しますが、実施要領7の「モデルケースの除染提案」は提出書類一覧には該当項目がありませんが、どのように提出するのでしょうか?様式4の2枚目に記入するだけでよろしいのでしょうか?	様式4 見積書(郊外型住宅・市街地型住宅)にて提出してください。

	質問事項	質問内容	回答
149	【別紙6】提出書類一覧	提出書類一覧の7「費用対効果」（様式4）について、見積書（宅地・道路）が、実施要領6の(1)「線量の高さ、対象物に応じた除染方法の提案」に該当し、見積書（郊外型住宅・市街地型住宅）が実施要領7「モデルケースの除染提案」に該当するという理解でよろしいでしょうか？	別紙1Ⅲ. 1. (2)及び(3)除染対象規模に基づき南相馬市全体の規模に係る提案をしてください。なお、モデルケースの郊外型住宅・市街地型住宅の見積書については、様式4 見積書（郊外型住宅・市街地型住宅）にて提案してください。
150		実施要領7「モデルケースの除染提案」では、郊外型住宅と市街地型住宅のそれぞれに特定避難勧奨地点を含む区域とその他の区域の2種類、計4種類の提案をすることによってよろしいですか？そして4種類を様式4に記載するだけでよろしいでしょうか？	そのとおりです。
151		様式2のフォント、文字サイズ、色、枠組み等、変更は可能ですか？	可能です。
152		提案書のページ数に制限はありますか？	ありませんが、なるべく簡潔にお願いします。
153		7 <費用対効果>内訳積算書含むとありますが、書式に指定はありますか？	書式の指定はありません。
154	『様式1』企画提案書	代表者名は指名願いで出している者と一致させる必要がありますか。	一致させる必要はありません。本日から支店に対し委任されている場合は、支店長名での提案で構いません。
155		企画提案書にて提出する「統括責任者」及び「放射線取扱主任者」は実施段階での変更は可能でしょうか？	可能です。
156	『様式2』企画提案内容 『様式4』見積書	枚数制限はありますか？	制限はありませんが、なるべく簡潔にお願いします。
157	『様式3』同種・類似業務の一覧	「同種・類似業務の実績一覧」に記入させて頂く実績は、下請け業者や海外での実績でも問題ないでしょうか？	下請け業者の実績は含みません。なお、海外での実績は記入してください。
158	『様式4』見積書（宅地・道路）	・費用の欄に記載するのは、除染作業にかかる費用のみと考えてよいでしょうか。 ・除去物発生量の単位は $m^3/m^2$ と考えてよいでしょうか。	除染作業にかかる費用のみです。また、除去物発生量の単位は $m^3/m^2$ でお願いします。
159		道路であれば標準断面を1断面設定し、除染方法と費用（単価/ $m^2$ ）・除去物発生量（ $m^3$ ）をご提示するということがよろしいでしょうか？または、さまざまな標準断面を設定（舗装部、非舗装部、側溝有り無し、歩道有り無し、街路樹有り無し等）し費用（単価/ $m^2$ ）・除去物発生量（ $m^3$ ）をご提示するということがよろしいでしょうか？	道路の除染方法の「費用（単価/ $m^2$ ）」・「除去物発生量（ $m^3$ ）」は誤りです。道路につきましては、「費用（単価/km）」・「除去物発生量（ $m^3$ ）」で見積もりをお願いします。
160		（様式4）宅地・道路の見積書の対象箇所をお教え下さい。	別紙1Ⅲ. 1. (2)及び(3)除染対象規模に基づき南相馬市全体の規模に係る提案をしてください。なお、モデルケースの郊外型住宅・市街地型住宅の見積書については、様式4 見積書（郊外型住宅・市街地型住宅）にて提案してください。
161	『様式4』見積書（郊外型住宅・市街地型住宅）	「特定避難勧奨地点を含む区域」と「その他の区域」のそれぞれについて「郊外型住宅」と「市街地型住宅」の費用を算出するのですか？	そのとおりです。

	質問事項	質問内容	回答
162	『様式4』見積書	様式4見積書(宅地・道路)・(郊外型住宅・市街地型住宅)に、モニタリング、運搬費、その他の経費は計上不要と考えて宜しいでしょうか。	様式4見積書については、記載例を参考のうえ提案してください。
163		見積もりは、宅地・道路の除染について南相馬市全体を想定し、単価(単位面積当たりの金額)で提示、モデルケースについては金額で提示するということによろしいでしょうか?家屋調査や、モニタリング・その評価、放射線安全管理、コールセンター設置等にかかる費用は提示不要ということによろしいでしょうか?	様式4見積書については、記載例を参考のうえ提案してください。
164		費用に現場管理費・一般管理費を計上するのですか、直接工事費のみですか	様式4見積書については、記載例を参考のうえ提案してください。
165		除染金額は直接工事費のみでしょうか?経費等を含めるのでしょうか?	様式4見積書については、記載例を参考のうえ提案してください。
166		経費等を含めた総額は提示不要ということによろしいでしょうか?	不要です。
167		費用は発生廃棄物の運搬・保管・管理の費用を計上するのですか	運搬費用については、m <sup>3</sup> 単価で計上してください。保管・管理費用は計上しないでください。
168		費用に住民対応の費用を計上するのですか	現場管理費に含めて計上してください。
169		防護服やスクリーニング等に係る費用は除染費用に含めるということによろしいでしょうか?	直接工事費には含みません。現場管理費等に含みます。
170		業務説明書において、事業用建物等は「施設毎に特性があり一律に除染を行うことが難しいことから希望する事業所のみ」としています。見積書は「住宅等」、「道路」、「生活圏の森林」の3つの除染対象に限定し、それぞれ個別に記載するものとしてよろしいでしょうか。	事業用建物を含み、それぞれ個別に提案してください。
171		減容にかかる費用は提示不要でしょうか?除染費用の中に含めるのでしょうか?	不要です。
172		仮置き場に関する費用は提示不要ということによろしいでしょうか?	不要です。
173		放射性物質取り扱いに関する危険手当は含めてよろしいでしょうか?その場合の目安はございますでしょうか?	県が定める除染対策事業交付金及び国が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金に定める範囲外となるため、危険手当としては含めないでください。
174		『様式4』見積書	受託者決定後、契約時に一時集積所・仮置き場の設置、収集・運搬等を含めて、再度見積もりをするということによろしいでしょうか?
175	正式契約後、設計変更は認めていただけるのでしょうか?		設計変更等が必要と認められる場合は協議事項となります。
176	見積る内容について各社で差異が生じないように、請負工事における金抜設計書に相当するものをご提示いただけないでしょうか?		作業内容そのものを提案いただくこととしているため、お示しできません。
177	積算内訳書における代価表の範囲と様式について、ご提示いただけないでしょうか?		作業内容そのものを提案いただくこととしているため、お示しできません。

	質問事項	質問内容	回答
178	『様式4』見積書	提案した見積もりは、実際の作業条件を確認後、変更することは可能でしょうか？	受託者決定後、提案内容に基づき、別紙1～6を基本とし、仕様書等を受託者と調整するものです。その上で、県が定める除染対策事業交付金及び国が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金に定める範囲で、市と受託者との協議により契約額を決定します。
179	【別紙7】委託契約書（案）第1条（総則）	別添の仕様書及び資料等（以下「仕様書」という）は、「南相馬市除染作業および除去土壌等の保管管理業務説明書（別紙1）」と考えて宜しいでしょうか。	受託者決定後、提案内容に基づき、別紙1～6を基本とし、仕様書等を受託者と調整するものです。
180		委託契約書（案）第1条（総則）の「仕様書」とは別紙1～6、「資料等」とは企画提案書及びその添付資料を指すとの理解でよろしいでしょうか。	
181	【別紙7】委託契約書（案）第2条（権利義務等の譲渡）	委託契約書（案）第2条（権利義務等の譲渡）では、甲について、「権利又は義務の譲渡、承継、又は担保の目的に供すること」の制限が設けられていません。甲においても、受託者と同様、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはないとの理解でよろしいでしょうか。	市は権利又は義務を譲渡することは想定していません。
182	【別紙7】委託契約書（案）第3条（再委託の禁止）	本業務委託は、南相馬市が委託者となり、受託候補者が受託者となる「委託契約」となっています。受託者は再委託を建設業法に準じた下請負契約として、協力会社に発注を予定していますが、よろしいでしょうか。	可能です。
183		委託契約書（案）第3条の甲が承諾する再委託可能な業務内容と範囲について、ご提示いただけないでしょうか？	提案内容等に基づき、市と協議の上その範囲を決めます。
184	【別紙7】委託契約書（案）第4条（一般的損害等）	・この条項は、「この契約の履行に関して契約期間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の負担は乙とする。また、乙は乙の負担のもと本件業務に係る総合賠償責任保険に加入し、損害が発生した場合はその保険料を損害の補てんに充当すること。」と理解すれば良いのでしょうか。	そのとおりです。
185		・契約期間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、「甲の責めに帰すべき事由により生じた損害」や「不可抗力」など、「乙が善良な管理者としての注意をしたと認められる場合」は甲の負担となると解釈して良いでしょうか。	市の責めに帰すべき事由により生じた損害は市の負担とします。なお、その他の事項については協議事項になります。
186	【別紙7】委託契約書（案）第5条（総括責任者）	「統括責任者」に必要な資格及び経験について、具体的にお示し頂ければ幸いです。	建築、土木、除染に関する知識、経験を有する者を提案してください。
187	【別紙7】委託契約書（案）第9条（再履行）	・（除染作業の完了引渡規準として「〇〇マイクロシーベルトを下回ること」など、除染作業の完了引渡規準はあるのですか。また、完了引渡後に当該数値を超えた場合は、瑕疵と判断されるのですか。完了時点以降に生じた事象、周辺地域からの影響、天災地変など、請負者の責に帰することのできない事象によって、後日再測定した際の調査結果と完了引渡時点での調査結果が異なる場合があります。具体的な除染作業の完了引渡規準、瑕疵の規準を明示いただきたい。	市では、除染計画に基づき将来目標と計画目標を設定していますが、個々の除染完了と判断する基準値は設定していません。

	質問事項	質問内容	回答
188	【別紙7】委託契約書(案)第14条(天災その他不可抗力による契約内容の変更)	天変その他の不可抗力により、受託者の責によらない理由で損害を受けた場合、補償等について、協議できると考えてよろしいでしょうか。	協議となります。
189	【別紙7】委託契約書(案)第15条(委託料)	・委託料の支払いについて、前途金と年4回払いの詳細について、ご教示ください。	受託者との協議で決定します。
190		委託契約書(案)第15条(委託料)について、四半期毎の各期にお支払いいただけるの理解でよろしいでしょうか。	
191		また、「南相馬市除染作業及び除去土壌等の保管管理業務委託」についての指名型プロポーザル実施要領」の2(5)に、事業総額が県の交付金及び国の補助金の限度額の範囲内とあります。これらの交付金等の金額及び実施は確定しておりますでしょうか。これらの交付金等が実施されない場合、又は委託料が交付金等の額を超過する場合の資金手当てについてご教示ください。	交付金等は確定していませんが、交付金算定基礎資料は一部示されております。追加資料3-1、3-2を参照してください。なお、交付金等の額を超過する場合の資金の手当てはありません
192	【別紙7】委託契約書(案)第16条(委託料の精算)	(委託料の精算)第16条3で、過不足の精算は、委託契約であることから、役務提供による作業工数による増減精算を行うものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
193	【別紙7】委託契約書(案)第17条(甲の解除権)	第17条の契約保証金について、内容の記載がありません。契約保証金はないと考えてよろしいでしょうか。	契約保証金は免除とします。
194		委託契約書(案)第17条(甲の解除権)について、本契約書には、「契約保証金」についての定めがありません。「契約保証金」についてご教示ください。	
195	【別紙7】委託契約書(案)第23条(秘密の保持)	委託契約書(案)第23条(秘密の保持)について、「知り得た秘密」について定義がございません。「秘密」の定義についてご教示ください。	特定の個人等に不利益が生じる恐れがある情報
196	【別紙7】委託契約書(案)第24条(個人情報の管理)	委託契約書(案)第24条(個人情報の管理)、個人情報取扱特記事項について、「個人情報」の定義がございません「個人情報」の定義についてご教示ください。	特定の個人を識別することができるもの。また、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。
197	【別紙7】委託契約書(案)	本業務の委託内容の性質上、受託者が提案した方法を善管注意義務を果たして遂行した場合でも、予想される効果、目標除去率等の除染目標を達成できないことが想定されます。この場合、有効な効果が得られたか否かについては、南相馬市除染計画(第一版)1.(2)に定めるとおり、その都度、双方協議のうえ評価及び見直しを行い、受託者に結果責任を問うものではないとの理解でよろしいでしょうか。	市では、除染計画に基づき将来目標と計画目標を設定していますが、個々の除染完了と判断する基準値は設定していません。